

2011 年 JMRC 神奈川
ダートトライアルシリーズ第 3 戦

<JAF 公認クローズド競技>
特別規則書

開催日:平成 23 年 6 月 12 日

会場:ふじてんスノーリゾート

オーガナイザー:東京大学自動車部(UTAC)

公示

本競技会は日本自動車連盟(JAF)公認の下、FIA 国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則に従い、JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書および本特別規則書により開催される。

第 1 条 大会名称

2011JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ第 3 戦

第 2 条 競技種目・格式

スピード行事第二種(ダートトライアル)

JAF 公認クローズド

第 3 条 開催日

2011 年 6 月 12 日(日) 雨天決行

第 4 条 開催場所

山梨県南都留郡鳴沢村字富士山 8545-1

ふじてんスノーリゾート

第 5 条 オーガナイザー名

東京大学自動車部(UTAC)

第 6 条 大会組織

組織委員長 石黒 祐輔

組織委員 榊 和樹

審査委員長 加茂川 城保

審査委員 浅井 政太郎

競技長 佐藤 建太

計時委員長 小川 雅史

コース委員長 東 直樹

技術委員長 潮 逸馬

救急委員長 高木 芽意

事務局長 石黒 祐輔

第 7 条 参加車両

JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第 2 章に準ずる。

第 8 条 クラス区分

JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第 2 章の第 2 条及び第 3 条に準ずる。

ビギナークラスでの参加資格は、本シリーズのビギナークラスを除き、他のイベントを含みシリーズ戦で上位 6 位入賞者以外の者とする(AT は除く)。但し、主催チーム及びエントラントからの申し出がある場合は、クラスを変更することもある。又、このクラスで年間成績が 1 位の者は、翌年 1 年間は、ビギナークラスでの参加はできないものとする。

第 9 条 参加資格

1.JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第 3 章に準拠する。ただし JAF 発給の競技運転者許可証を所持する必要はない。

2.競技運転者は有効な普通運転免許以上を所持しなければならない。

3.JMRC の定めた保険への加入を義務付ける。

第10条 参加申し込み及び参加料

1.参加申し込み先及び締め切り

- ・参加申込書に必要事項を記入し、署名捺印の上参加料を添えて現金書留にて郵送。

〒112-0001 東京都文京区白山 2-20-5 AXAS 白山 201

Tel:090-4210-2004

石黒 祐輔

2011年6月8日(水)必着

2011年6月9日(木)神奈川ダートラ運営委員会での直接申し込みも受け付ける。

それ以降はすべて当日扱いにする。

参加受理証の発行は行わない。

- ・参加料下記へ振り込みも受け付ける

住信 SBI ネット銀行 レモン支店(104)

普通 口座番号:1416089 名義:イシグロ ユウスケ

申込書は、郵送にて現金書留の場合と同じ住所まで送ること。ただし別紙にて参加料振込の旨を記載のこと。

郵送期限は**2011年6月8日(水)必着**とする。

注意:振込みがこちらで**2011年6月8日(水)**までに確認できない場合はいかなる理由があろうとも参加受理されない。

必ず受理の確認すること。

2.参加料

S1500・クラス1・クラス2・RD … 10,000円

BL・B2・AT・RV …… 8,000円

●当日エントリーは、一律12,000円

●学生は当日受付にて学生証の提示の上で、1,000円キャッシュバック。

●事前エントリーでJMRC 関東スポーツ安全保険未加入者の方は、参加料に2600円を追加して申し込みすること。(加入手続き後当該年度有効)また、当日JMRC スポーツ安全保険に加入されていることが証明できない場合は、1500円でワンイベント保険に強制的に加入していただきます。

●受理以後の参加料の返還は行わない。

●主催者は理由を明かすことなく参加を拒否する権限を有する。この際は、参加料は事務手数料1000円を差し引いて返還する。

●事前に参加拒否された場合は、当日参加も認めない。

第11条 運転者・車両の変更

JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第7章に準ずる。

第12条 競技方法

JMRC 神奈川ダートトライアル共通特別規則書第10章に準ずる。原則として2トライとするが場合により3トライに変更する事がある。

第13条 コース

コースは当日発表する。コースは参加者に徒歩で確認する時間を設ける。

第14条 公式通知

特別規則書ならびに共通特別規則書に記載されていない競技運営に関する実地細則及び指示事項は、公式通知によって示される。

第15条 抗議

JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第14章に準ずる。

第16条 競技会の延長及び中止または短縮

JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第15章に準ずる。

第17条 タイムスケジュール

ゲートオープン 7:00
受付 7:30 ~ 8:30

(当日参加は、8:00に受付を締切る)

コースオープン 8:00 ~ 9:00 (変更の可能性有り)
ドライバーズブリーフィング 9:00 ~
競技開始 9:30 ~ (変更の可能性有り)

第18条 章典

原則として各クラス6位までとするが、参加台数によって変更する場合がある。

シリーズポイントについてはJMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通特別規則書第17条及び第18条に準ずる。

第19条 附則

本規則書に記載されていない競技の細則は、国内競技規則、国際スポーツ法典ならびに共通特別規則書による。

第20条 統括権

規則違反、又は競技役員への指示に対する不厳守は国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。

第21条 本規則の解釈及び違反

- 1.本規則書及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が発生した場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 2.本規則書に関する違反に対する罰則は競技会審査委員会が決定する。

第22条 本規則書の施行並びに記載されていない事項

- 1.本規則は本競技会に参加受付と同時に有効となり、適用される。
- 2.規則書発行後、神奈川ダートトライアル部会において決定された事項はすべての規則に優先する。
- 3.本規則書に記載されていない競技運営に関する実施細則及び指示事項は、公式通知によって示される。
- 4.天候等により競技途中で散水、又はコース整備をする場合がある。その場合は降雨扱いとし、抗議は一切受け付けない。
- 5.使用できるタイヤはJMRC 神奈川ダートトライアル部会承認済みタイヤのみ、使用することができる。

神奈川ダートトライアル共通特別規則書は

<http://www.h7.dion.ne.jp/~kana-d/>

よりダウンロードできる。